

公 告

分任契約担当官
自衛隊福井地方協力本部長
鬼頭 祐介

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
4QRA10100080	4QRA1A20005 0001		
品名 または 件名			
自衛隊ジオターゲティング広告			
部品番号 または 規格			
仕様書のとおり			
使用器材名			
数量	単位	銘柄	使用期限等
1.00	ST		グループ
納地または工事場所		引渡場所	
現地		現地	
搬入場所		納期または工期	
現地		令和6年12月31日(火)	

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

自衛隊福井地方協力本部総務課会計班事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所 :

入札日時場所 : 令和6年5月9日(木) 13時40分 福井地方協力本部

5 保証金

入札保証金:免除 契約保証金:免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式:総品目総額 契約方式:一般競争

7 注意事項

1 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第70条の特別に理由のある場合に該当する。
- (2) 令和4・5・6年度全省統一資格において、「役務の提供」D級以上に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者。
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う公共事業等から排除するよう要請があり当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 第6号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の物品売買契約条項、談合等不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

3 競争入札執行の日時及び場所

令和6年5月9日（木）13：40 自衛隊福井地方協力本部（福井春山合同庁舎10階）応接室

4 郵便等による入札の受領期限

令和6年5月8日（水）17：00までに本官の手許に届いたものに限り有効とする。なお、送付した旨を第9項の問い合わせ先に通知すること。

5 入札参加手続き

入札参加を希望する者は、入札開始前までに資格審査結果通知書（写）を提出すること。

6 落札者の決定方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。くじを引かない者がある場合は、入札に關係のない第三者にくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 入札書を提出する場合、次の誓約事項を入札書に記載する。
「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

7 入札保証金及び契約保証金

免除する（ただし、落札者が契約を結ばない場合は、落札金額に消費税を加算した額の100分の5を、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額に消費税を加算した額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

8 次の各項目に該当する場合、当該入札を無効とする。

- (1) 電信電話又は電報若しくはFAXによる入札。
- (2) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札。
- (3) 入札金額、入札者氏名等の判明しがたい入札。
- (4) 入札書の親金額が訂正された入札。
- (5) 第5項に示す受付手続きを完了していない者の入札、その他入札に関する条件に違反した入札。
- (6) 入札心得に規定する「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない場合。
- (7) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。

9 その他

- (1) 市場価格調査に御協力ください。
- (2) 本公告に関する問い合わせ先

〒910-0019 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10階。

自衛隊福井地方協力本部 総務課会計班 担当 清野。

TEL 0776-23-1910

この公告は、自衛隊福井地方協力本部ホームページに掲示している。

市価調査依頼書

分任契約担当官 自衛隊福井地方協力本部長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

下記の件名について市場価格をお知らせください。
提出期限までに、メール等にて返送をお願いします。

件名	：自衛隊ジオターゲティング広告
期限	：令和6年4月25日
期場所	：令和6年12月31日 自衛隊福井地方協力本部

金額 ¥ _____ (消費税抜)

No.	品名	規格	単位	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	備考
1	自衛隊ジオターゲティング 広告	別紙「品目等内訳書」のとおり					
		以下余白					

自衛隊福井地方協力本部 総務課 会計班
担当: 清野
TEL: 0776-23-1910

入札書

金額(消費税抜)￥

No	品目	規格	単位	数量	単価	金額
1	自衛隊ジオターゲティ ング広告	別紙「品目等内訳書」とおり				
			小計			
			消費税			
			合計			
納入場所	自衛隊福井地方協力本部					
入札(契約)保証金 免除		納期			6.12.31	

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、当社(個人の場合)、当団体(団体の場合)は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
自衛隊福井地方協力本部長
鬼頭祐介 殿

住会代表者名
所

品目等内訳書

ページ 1

No	契約実施計画番号		物品番号		名		単位	数量	価額	金額	鉛 瓶	使用期限等	引渡場所		検査 包装	指定								
			品 名		規格 部品番号 または								搬入場所											
			使用器材名		仕様番号								納期											
	4QRAL120005	0001					ST	1.00					現地 ●		令和6年12月31日、 									
1	自衛隊ジオタービング廣告												現地 ●											
	仕様のとおり、												現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											
													現地 ●											

自衛隊福井地方協力本部仕様書

調達要求番号

件 名 自衛隊ジオターゲティング広告

作成年月 令和6年4月

作成課 募集課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、福井地方協力本部（以下「官側」という。）において実施する位置情報を用いたジオターゲティング広告配信について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次による他、GLT-CG-Z000001AAによる。

1.2.1 地点情報

契約相手方の保有している業種・事業所名・住所・電話番号のことをいう。この地点情報は毎月更新されているものでなければならない。

1.2.2 位置情報データ

契約相手方がGPS等で取得したスマートフォン等の位置情報のことをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出における最新版とする。

仕様書

GLT-CG-Z000001AA 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 一般事項

2.1 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合、契約担当官等と協議の上、その指示を受けるものとする。

2.2 本役務履行に際し、本仕様書に明記がなき事項についても施工上当然処置すべき事項は、契約相手方の負担において実施するものとする。また軽微な変更が生じた場合は、その都度官側と協議を行うものとする。その際請負金額及び工期等の変更は行わないものとする。

3 広告配信の内容

3.1 目的

位置情報を用いたジオターゲティング広告配信を通じ、任意の対象者へ官側のHPへ誘導するバナー等を配信し、自衛官募集に繋げる。

3.2 配信範囲（細部募集班長に確認）

複数の媒体を通じて、官側が設定した内容を配信できるものとする。

- a) 地点情報・・・地域及び地点を最大6,000地点指定及び絞り込みが可能なものとする。
- b) 年齢・・・18歳～32歳
- c) 性別・・・男女

3.3 配信期間（細部募集班長に確認）

5月～7月（3か月間）

※「3.4 広告表示回数等」の条件を満たさない場合、官側と調整し期間の延長を行うものとする。

3.4 広告表示回数等

配信開始日から終了期日までの全ての媒体を合計し、1,600,000回以上の表示又は、4,000回以上のクリックさせることとする。

3.5 配信媒体

契約相手方はGoogle広告、Yahoo!広告の2種類の媒体を通じて広告を配信することとする。

3.6 広告バナー等

- a) 官側が制作したバナーデザインを使用
- b) 規格

サイズは、300px×250px、320px×100px、320px×50pxを基準とし、各種枚数については官側の指定する枚数を配信する。

- c) データの納付等・・・メール又はCD-R等による納付
- d) 広告のリンク設定・・・契約相手方は、広告のリンク先として官側から指定するURLを設定する。

3.7 配信に関する条件

3.7.1 情報分析に関する事項

- a) 官側の要求する任意の地点情報をリスト化できる。
- b) 位置情報データを元に情報取集・分析ができる。

3.7.2 情報保障に関する事項

- a) 位置情報データの取得許諾を全受信対象者から得ている。
- b) 位置情報データについて個人が特定できない仕様になっている。

4 成果報告

4.1 効果測定及び分析結果の報告

受注者は毎月毎に、広告配信結果を官側に報告するものとする、また、この際通報する内容は下記の6項目を報告するとともに、細部報告内容は官側との調整による。

4.2 報告内容 ※ () は略号

- a) 広告表示回数 (Imp 数)
- b) 広告表示回数に対して要した費用 (CPM 数)
- c) 表示された広告がクリックされた回数 (Clicks)
- d) 広告表示回数に対して広告がクリックされた回数の割合 (CTR)
- e) 1 クリックを集めるのに要した平均費用 (CPC)
- f) 配信期間内の総広告費用 (TC)

5 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。既定のクリック数を消化後、成果報告を監督官へ提出し検査官の合格をもって役務の完了とする。

6 契約条件等

- a) 本役務の全部又は、一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを原則禁止とする。
- b) ただし、再委託の相手方の名称、住所、委託する理由、再委任する業務の範囲、再委託の相手方に関する業務の履行能力等について官側が了承した場合はこの限りではない。
- c) 海外業者に委託することは認めない。

7 秘密保全

契約相手方は、資料等の取扱いにおいて細心の注意をもって行うものとし、契約の履行上、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。またこの契約終了後も同様とする。